

公告 第674号

組合規程の一部変更について

令和2年9月10日付SCSK健発第368号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

令和2年9月15日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

■変更する規程

- ・禁煙治療費用補助金支給規程

以上

禁煙治療費用補助金支給規程

新旧条文対照表

新	旧
(目的) 第1条 この規程はＳＣＳＫ健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者および被扶養者が禁煙外来を受診し費用を負担したとき、その費用の<u>全額もしくは一部を補助することにより、禁煙の機会を広く与え、かつ奨励し疾病予防ならびに健康の保持増進を図ることを目的とする。</u> 「略」 (支給要件) 第3条 次の各号すべてに該当した場合に補助金の交付を行うものとする ①日本国内の医療機関において禁煙外来を受診すること。 ②禁煙外来による禁煙治療を終了し、<u>医師から交付された「禁煙治療終了証明書」をもって禁煙に成功したと組合が認定すること。</u> (支給額・支給回数) 第4条 補助金の額は、所定の禁煙外来プログラム終了までに<u>要する費用について、保険診療の場合は全額とし、自由診療の場合は費用の10分の7相当額となる、28,000円を上限とする。</u> 2. 前項により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。	(目的) 第1条 この規程はＳＣＳＫ健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者および被扶養者が禁煙外来を受診し費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、禁煙の機会を広く与え、かつ奨励し疾病予防ならびに健康の保持増進を図ることを目的とする。 「略」 (支給要件) 第3条 次の各号すべてに該当した場合に補助金の交付を行うものとする ①日本国内の医療機関において<u>保険外診療による</u>禁煙外来を受診すること。 ②禁煙外来による禁煙治療を終了し、禁煙に成功したと組合が認定すること。 <u>ただし、禁煙成功の認定方法は毎年度取り決めるものとする。</u> (支給額・支給回数) 第4条 補助金の額は、所定の禁煙外来プログラム終了までの、自由診療に要した費用の10分の7相当額とし、上限を28,000円とする。 2. 前項により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

3. 補助金は1人当たり、1年度に1回とする。 (支給申請手続) 第5条 補助金を請求しようとする者は、禁煙外来プログラム終了後、原則として<u>2カ月</u>以内に次の申請書類を組合に提出しなければならない。 ①「禁煙治療費用補助金請求書」 ②<u>禁煙治療及び処方薬の「領収書」及び「診療明細書」の原本</u> ③<u>「禁煙外来治療終了証明書」</u> (不支給対象) 第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付は行わないものとする ①禁煙治療を途中で中断した場合 ②禁煙補助剤(禁煙用パイプ、ニコチンパッチ、ニコチンガムなど)を個人で購入した分についての費用 ③<u>オンライン診療での受診の場合</u> この規程の改正は令和2年10月1日から施行する。	3. 補助金は1人当たり、1年度に1回とする。 (支給申請手続) 第5条 補助金を請求しようとする者は、禁煙外来プログラム終了後、原則として1カ月以内に次の申請書類を組合に提出しなければならない。 ①「禁煙治療費用補助金請求書」 ②禁煙治療費であることが明記された医療機関の領収書 (不支給対象) 第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付は行わないものとする ①<u>禁煙治療を保険診療で受けた場合</u> ②禁煙治療を途中で中断した場合 ③禁煙補助剤(禁煙用パイプ、ニコチンパッチ、ニコチンガムなど)を個人で購入した分についての費用
--	---